

4月1日以降の対応について

○4月1日以降の基本的な活動レベル 【1】

※ 令和3年4月1日以降は、基本的なレベルを【1】としますが、緊急事態宣言が延長された場合は、延長日まで活動指針の基本的なレベルを【2】のままとします。さらに3月下旬の感染状況によっては、活動指針の基本的なレベルが変更になる可能性があります。

○活動指針

業務項目	レベル	活動状態
教育活動	1	・感染症対策を徹底した上で面接授業とオンライン授業を併用
研究活動	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり
教職員の出勤形態	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおりとするが、職務命令権者の判断により、感染症対策として在宅勤務を取り入れることを可とする。
会議	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり ・状況に応じてオンラインによる会議・打合せを推奨 ・会議・打合せについては、テレビ会議等のオンライン開催により、ひとつの会議室等に密集することのないように注意する。また、やむを得ず複数 が同じ会議室等で会議・打合せを行うときはマスクを着用する。 ・秘匿性の高い情報を扱う場合については、原則、対面会議とする。
学生の登校制限	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり ・新たに入学する者又は帰省等により、通学するための居所(自宅から通学している者を除く。)から暫くの間離れていた者については、大学へ登校 (オリエンテーション、授業、研究、課外活動等のための登校)する14日前から通学するための居所で生活し、不要不急の外出を控えた上で健康 観察を行う。
課外活動	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり ・感染対策が不十分又は本学の行動指針・注意喚起等に反する行為を行ったサークル等に対して、担当理事は直ちに活動停止の措置を取る。 なお、活動停止となったサークル等については、感染対策又は注意喚起を遵守できる体制が確認され次第、活動停止の措置を解除する。
学生支援	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり
行事等の実施・学内施設 の外部への開放等	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり ・屋内は収容率50%以内とする。 ・屋外は十分な間隔(できれば2m)を空ける。
出張・移動	1	・感染症対策の徹底をした上で通常どおり ・感染が拡大している地域との往来を慎重にする。
出張・移動等(外国)		新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における山形大学の活動指針の「10. 出張・移動等(外国)」, 「11. 外国への留学」及び「12. 外国からの受入れ」に基づき、対象国・地域ごとに判断する。
外国への留学		
外国からの受入れ		